

【議事内容】

令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第3回）

1. 日 時 令和3年12月6日（月）15:30～17:00
2. 場 所 文部科学省3F1特別会議室
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理，
川野邊委員，小林委員，野川委員，山本委員（計7人）
外部有識者 京都府文化財保護課主幹兼係長 福島孝行氏
美濃和紙の里会館館長・本美濃和紙保存会事務局員
清山建氏
金沢金箔伝統技術保存会会長 松村謙一氏
東京文化財研究所無形文化財研究室長 前原恵美氏
文化庁 塩見文化庁次長，榎本文化庁審議官，豊城文化財鑑査官，
篠田文化資源活用課長，鍋島文化財第一課長，
長尾主任文化財調査官，奥主任文化財調査官，
長谷川文化資源活用課課長補佐（計8人）
4. 議事等

【根立会長】 それでは、ただいまより令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会第3回を開催いたします。委員の皆様、御出席いただきありがとうございます。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【長谷川補佐】 事務局でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

まず、前回同様、プレスを含めまして傍聴者はオンラインからの参加となっております。

また、本日は大野委員と小林委員の御両名がオンライン参加となっております。

本日の配付資料でございます。お手元にクリップ留めでお配りしておりますけれども、議事次第、座席表の後に資料1から6ということで、前回の概要と本日の進め方の1、2、

それから、本日ヒアリングで御発表いただく各有識者の先生方の資料が3から6ということで御用意させていただいております。

それから、一番下に机上配付資料として、先日、秋葉原にて選定保存技術保存団体の御協力を得て開催いたしました「日本の技フェア」の実施状況を御紹介させていただいております。本日お話をいただく松村様にも御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員のお手元には前回の資料等をつづったドッジファイルを御用意させていただいております。こちらは今後も会議資料を追加していきますので、お持ち帰りにならないでいただければと思います。

資料に不足等ありましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

【根立会長】 本日は無形文化財の分野について4名の方々から有識者ヒアリングを実施します。

皆様、本日は大変お忙しい中、本企画調査会に御対応いただきまして大変ありがとうございます。

それでは、早速議事を進めます。まず、事務局から進め方について説明を願います。

【長谷川補佐】 事務局でございます。資料2を御覧いただければと思います。

資料2ですけれども、本日はまず4名の有識者の方々から、それぞれお一人10分以内でお話を頂戴いたしまして、その後、皆様分をまとめて質疑応答という形で進めさせていただければと思います。その後、御発表と質疑の内容も踏まえまして、委員の先生方との自由討議という形で進めていただければと考えております。

1人10分以内の御発表ということで、大変短い間で恐縮なんですけれども、終了の1分前になりましたら、事務局から合図をさせていただきますので、大変恐縮ですが、発表時間の御参考にしていただければと思います。

なお、本会議は資料を含めて公開で行っております。本日もプレス等の傍聴者の方がオンラインで傍聴しております。後に、ヒアリングの先生方を含めまして発言者名入りの議事録を作成させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

以上でございます。

【根立会長】 それでは、続きまして有識者からのヒアリングに移ります。

まずお一人目、京都府文化財保護課主幹兼係長の福島さん、よろしくお願いいたします。

【福島氏】 京都府教育庁指導部文化財保護課主幹兼美術工芸・民俗・無形文化財係長の福島でございます。よろしくお願いいたします。

トップバッターということで、本当はアイスブレイキング的な話をしたらいいんでしょうけれども、時間がないということなので、資料の訂正から入りたいと思います。私の資料、資料3と書いてある資料ですけれども、私の名前のすぐ上の職名に間違いがありましたので訂正いたします。「兼」の後、「美術工芸・民俗・無形民俗文化財」と書いてありますが、「民俗」が余計でしたので、「無形」の後の「民俗」を取っておいてください。よろしくお願いいたします。

それでは、今日の私のお話をさせていただきたいと思います。

まず、京都府の状況といたしまして、無形文化財等についてどのような指定状況であるかということをお話しさせていただきます。文化庁で指定されております重要無形文化財につきましては、芸能が2名、それから工芸技術が10名ということで、12名の方が選定を受けております。また、京都府が独自に条例に基づいて指定しております無形文化財につきましては、芸能が2名、工芸が2団体・個人11名、その他、京料理のことなんですけれども1名ということで、合計2団体・15名の方を選定しております。

また、文化庁で選定されております選定保存技術につきましては、9団体・16人を認定していただいております。府が独自にしている選定保存技術の認定につきましては2団体・1名ということで選定しております。

全国的な状況を見ますと、重要無形文化財につきましては、東京都が芸能の方が非常にたくさんおられますので、重要無形文化財は東京に次いで2番目、選定保存技術者につきましては京都が全国で一番多い団体、それから個人の認定になっております。

続きまして、継承に係る補助事業の状況ですけれども、国が認定しております無形文化財保持団体及び国選定保存技術保持者及び保存団体のうち、選定保存技術保持者1名を除いて全員・全団体が国庫補助事業を実施しております。

府指定の無形文化財、もしくは府の選定保存技術につきましては、補助要綱上、継承に係る項目はございますけれども、これを利用されている団体・個人はございません。なお、その要綱については抜粋をその下に括弧書きで載せさせていただきます。御参照ください。

続きまして、伝承事業の課題についてお話をさせていただきたいと思います。

まずは、伝承事業の根本的な問題として、継承する人材の不足という問題を挙げさせていただきたいと思っております。京都府内では無形文化財、あるいは選定保存技術、いずれにいたしましても非常に高齢な保持者の方から、その配偶者ですとか、息子さんとか娘さんへの伝承が行われております。80代の職人さんから80代の奥様とか、80代の職人さんから60代の息子さんへとか、そういったことが行われておりまして、もう一つ下の世代、例えば40代とか30代の、今現役の世代というのが行われておりません。個人で伝承が行われている職人の方の伝承という観点では、そういった若い現役世代の方が不足しているという現状がございます。会社組織で選定保存技術を認定されているところについては20代の職人さんもおられまして、50代、60代、あるいは40代の職人さんから伝承を受けられているというところはあるんですけども、特に京都で多い個人の選定保存技術者さん、あるいは無形文化財の認定を受けておられる方というのは、なかなか若い現役世代の方へ継承することが困難になっているのが現状です。

それはなぜそうになってしまうのかということなんですけれども、先ほど会社組織の方には20代の方がおられるという話をしましたが、現役世代の方が継承を受けるには、その人が生業としてやっていけるかどうかということに一番根本的な問題があると思うんですね。生業として成り立っていなければ、その人がその職業につけない、つきたくないということが起こりますので、どうしてもその方の生業として成り立つということが必要だと考えています。

これにどう対応していったらいいのかということにつきまして、その下に書いてありますが、例えば、補助金の増額などによって修理事業そのものを増加させたり、あるいは修理単価を増額させることによって、その分収入を増加することができるようにする。あるいは、今現在、指定の都合で非常に細分化されている技術を再統合して、体系的に技術を組み上げて、グループとして日本全土にある少ない生産修理需要に応えていくということを考えたらどうかということも考えられます。あるいは、修理補助事業の委託先を無形文化財や選定保存技術保持者に要綱で限定してみてもどうか。そうすると、今、選定保存技術者さん以外にも発注をしている補助事業について、選定保存技術者さんや無形文化財の工芸技術さんの方にきっちり仕事が回っていくようになるのではないかと。あるいは、兼業などのその他の収入と併用して生活を維持することも考えていくことが必要なのかなと思ったりしています。

もう一つ、これは行政側からの補助事業の課題ということで、述べさせていただきたい

と思っております。我々が今、行政として、無形の技術者さん、あるいは選定保存技術者さんとお付き合いをしていく中で一番問題だと考えているのは、国庫補助事業の申請書ですとか、変更承認申請書、実績報告書等の事務処理の問題です。

先ほども出てきました会社組織で選定保存技術などを受けられているところは特に問題ありませんが、特に個人の保持者の方の場合は、申請書等が非常に難しくて書けないということをおっしゃる方が多くおられます。特に、国庫補助事業ですので京都府や市町村の会計規則や旅費条例に準拠してやりなさいということが補助要綱に書かれているわけなんですけれども、まず、その京都府の会計規則を理解するというのがなかなか難しい。旅費条例の細かいところが分からないということが一般的にはあります。そういったことが、例えば領収書等帳票類に不備が非常にたくさん出るという事態に結びついていまして、一般的に言うと領収書にただし書という欄があるんですけれども、ここが空欄になっている場合が非常に多いんです。ですので、ここに何について支出したのか書いてもらってくださいということを毎年毎年お願いしなければならないと。

行政書士に依頼して文書を作ってもらったらどうかなということも考えるんですけれども、非常に報酬が高額になっております。インターネットで調べられる限りの話ですけれども、1件当たり、行政に提出するための補助金の申請書を書くのに5万円。それでも補助金が取れたら、成功報酬が補助金の額の何割という形で求められているということが実態でございます。こういったものは、補助対象の外に置かれていますので、各団体さんや個人さんがポケットマネーで出さなければならないというのが実態でございます。

そういった課題を抱えておりますので、京都府におきましても、前回の東京都と同じように、京都府の職員が相当程度助言をして、電話口で申請書を用意してもらって、1から10まで口頭で言って書いてもらうというような、非常に労力をかけて書いていただいているというのが実態でございます。

京都府における無形文化財の伝承への課題ということで、今日はお話をさせていただきました。途中聞き苦しいところがありまして、申し訳ありませんでした。

以上です。

【根立会長】 福島さん、どうもありがとうございました。

続いてお二人目、美濃和紙の里会館館長の清山さん、よろしく願いいたします。

【清山氏】 岐阜県美濃市から参りました清山です。よろしくお願いします。

本日は保存会事務局として、また、無形文化財担当の行政として取り組んできた経過、

問題点、そして希望を入れた展望を述べさせていただきます。

無形文化財とその原料や用具を作る関連技術は一心同体、一蓮托生にございます。どちらか一方が絶えれば、もう一方も絶えます。今残っているのはたまたま残っているのではなく、残す努力をして残っているのですというところを御理解いただきたいと思います。

ほかの文化財と同じく、残す気で何かしなければ残せません。ただ、技術は無形ですので、これを残すということは、人を残すということになります。

まず、本美濃紙では、楮の中でも茨城県大子町で作られる大子那須楮という楮のみを使います。重要無形文化財本美濃紙とは、本美濃紙を作り出す一定の型を持った技術であります。指定要件には、伝統的な本美濃紙の色沢、地合等の特質を保持することとあります。伝統的な技術を、それをもってこの色沢、地合を表すならば、やはり原料は伝統的なものでなければならないというところに歴史の中で行き着いております。

何も美濃の和紙全てが大子那須楮を使っているわけではありません。製品によって、原料の適・不適があるだけなのです。今現在でも、本美濃紙製造販売規格の中には、茨城県産那須楮白皮使用と明記されております。言い換えれば、本美濃紙を製造するには、茨城県産の大子那須楮が必要なのです。よって、本美濃紙保存会は真っ向から原料問題に取り組む必要がございました。

もともと、6年前までは、たとえ楮産地の衰えが深刻さを持って聞こえてきても、美濃には、明治以降の長い付き合いの上から、まだ安定的に楮が供給されてきました。平成21年24年、本美濃紙保存会として、茨城県大子町に産地視察調査を行いました。現地の生産者からは、頑張っ紙をすいて、毎年安定して楮を買ってくださいと言われてただけでした。

しかし、できることはそれだけだったのでしょうか。

平成28年、大子町では楮の生産流通体制に変化が起き、美濃に来ていた楮の一部が止まるという事態が生じました。すぐに産地を訪れると想像以上に産地が苦しんでいることが分かりました。低賃金、高齢化、従事者不足です。この年から和紙産地と原料産地の新しい関わり合い、顔の見える直接的な交流が始まりました。今も毎年のように生産地にお邪魔をしています。

まず、和紙職人と楮生産者との関わり合いです。安心して作っていただくのに、定量的な購入を続けていくのは当然ですが、お互いを知ることで、紙すきのほうにも大子那須楮を使わせていただくことへの責任感、生産者のほうには、紙すきから必要とされているこ

とへの実感、少なからず生産意欲につながっているのではないかと感じております。もちろん、収入にならなければ作り続けられないことは当たり前です。

次に、保存会と保存会の関わりです。大子那須楮保存会が平成28年に結成されて、本美濃紙保存会が楮保存会と相談して共に問題点の解決に向けて一步を踏み出すことにしました。楮の皮を包丁で剥ぎ取る表皮取りの技術者の育成です。いろいろな支援策が考えられる中で、現地の生産者が困らないであろう事業と位置付けました。これは本美濃紙の国庫補助金を利用して行っております。大子那須楮を原料と規定していることなればこそ可能な事業ではないでしょうか。

注意していることは、現地で望まれていないことは絶対しない。必ず大子那須楮保存会を通して行うということです。現地で勝手なことをして不信感を持たれることを一番恐れております。

最後に自治体同士の関わりです。お互いが相乗効果で向上することに希望を持っています。平成28年からの関わり合いの中で、大子町は大子那須楮の重要さに目の目を当て、地元の特産品にもなりました。美濃市とは昨年、首長同士の会談も行い、協力していける関係づくりが進んでおります。

そもそも、和紙の用具職人が少ないため、育成事業に着手できる団体は少ないと思われるます。よって、これは全国が直面している問題ですが、ずっと用具職人と関わりを持ってきた美濃市や本美濃紙保存会だからこそ着手できる事業と言えます。美濃市では、和紙の用具職人を育てることは今に始まったことではなく、平成6年には簀編みの職人を行政が行う育成事業で育てております。平成23年から関連技術事業を組み込んだ文化庁の補助事業改革が大きかったです。完璧なタイミングで後押しをしていただきました。

平成23年から桁、24年からは紙屋刷毛の製作技術研修を始めました。必要な研修手当、原料、道具については、本美濃紙保存会と全国手漉和紙用具製作技術保存会が補い合いながらやっております。当分、共同で行うことができそうです。少しでもPRになるように、今、和紙の里会館では、簀桁や紙屋刷毛の販売も始めております。

次に、問題点と思われることを申し上げます。原料と用具は分けて考えたいと思います。私が言う原料は、本美濃紙に関係がある大子那須楮とトロアオイのことです。これらの原料を先々まで供給いただくには、農家を守るため、供給と需要のバランスは安定したものにしておく必要があります。楮は、美濃市において基本的な購入量が毎年変動することはありません。豊作のときは少し多めに購入を持ちかけられ、凶作のときは、押し

なべてみんな少しずつ減量されるのが常で、紙すき側から急に今年は要らないとは言わないのが普通です。もう作ってくれなくなります。

しかし、多少なら緩衝材の役割を美濃和紙の里会館や本美濃紙保存会が担うことができます。自ら原料を使用するため、若干の在庫を抱えることができます。矛盾しているかもしれませんが、危機管理のために3年分は持つ方針なので、多少は我慢できます。何より、楮はそのまま置いておいても傷まないのが保存が可能です。ただ、限度がありますので、豊作・凶作想定したときの緩衝材的な役割を担える制度や、スクランブルで産地を救う制度も検討する必要があるのではないのでしょうか。

トロロアオイは、分かるだけでもこの10年、発注数よりも少なく入荷していますので、いつの間にか減らされてもいいように、紙の産地で多めにトロロアオイを発注するようになっていました。今年は注文どおりいただきましたので結構いっぱいです。トロロアオイは自然の状態だと傷むため、保存にはそれなりの設備が必要になります。緊急避難で購入しようと思っても、トロロアオイの購入費だけでは済まなくなるというのが現実です。一般的な作物と違い、売れ残ったらほぼどうしようもなくなるため、需給バランスの取り方とリスク回避の方策について至急対処する必要があります。この春にはまた種まきが始まってしまいます。

次に、原料加工従事者の不足です。楮は買い取った後、表皮取りなどの加工をする必要があります。表皮取りは皮をめくるんですね。生産地で聞きますと、地元では表皮取りなど頼もうと思ってもなかなか人自体が不足していると言われます。賃金が高い、安いだけの問題ではないとも言われます。

しかし、それでも生産地の方は原木の購入代金を値上げしたり、加工賃のアップをするなど努力をされています。それは紙の原料代に跳ね返ってきますが、人をつなぎとめるためには大事なことだと思います。

しかし、熟練技が必要なところに新規で素人が入っていくにはなかなかのきっかけが必要です。また、家で賃加工している方の環境に驚いたことがあります。もう少しいい環境があれば、少し違うかもしれません。地元の特産として従事したくなるよう収入確保は必須でしょうが、大子那須楮保存会がもっと表に出ていけるよう会に価値づけを行ったり、加工場や研修場などは環境整備の必要があるように思います。

用具の後継者探しにとって、何よりも先に職業として成立するかという問いへの答えを用意する必要があります。残念ながら答えはノーでございます。簀編みのほうは今のとこ

ろ専業でやられています。桁も刷毛もそれだけでは食べていけず、兼業をされています。現実問題として、毎年安定した受注があるか不明です。そんな先の見通せない中、勧誘すら困難です。現在の桁と刷毛の職人さんにも、はじめには本業として食べていくのは無理ですと申し上げ、もともと別の本業を持つ人に副業として取りかかっていたいただいたわけです。それがなぜ引き受けていただいたかという、この用具がないと美濃の紙が作れなくなる、文化財が守れなくなるということを切実に訴え、気持ち一つで答えてくださった形です。やりがいというのは人それぞれでしょうが、多くの人に頼られるというのはその1つだと思います。それが分かるのは注文量です。注文がないと必要がないのかと思われれます。また、注文イコール収入です。多くの方が指摘していますが、やはり一定の収入見通しは、やりがいのためにも必要です。

用具職人として新規に参入した者は、仕事環境は恵まれていません。本美濃紙に関係する用具職人のうち、紙屋刷毛の職人は3代目ですが、実家が工房になっております。簀篋も自宅でございます。桁作りに至っては友人のガレージを借りております。このままで行きますと、先が見えております。現実を見れば、公設の作業所などを設け、製作と後継者育成するのが一番安全な方法ではないかと思っています。伝統文化を残すために将来を見据えた投資が必要と思われれます。

次に、問題として事務局の問題を投げかけないわけにはいきませんでした。いろんなところから指摘が出ています。ここで、事務局の弱体化とかじゃなくて補助制度を使い切れないということにも問題があると思います。

1つ事例がありますが、岐阜県で平成30年度につくった和紙工房設置事業費補助金という思い切った名前の補助事業がありますが、それは、制度をつくったときから和紙職人が自分で使えるものという設定でつくられておまして、現在でも職人が自分で書類をつくることのできるという、そこまで踏み込んだ補助制度もございますので、使う人に寄り添った制度が生きると感じました。

職人がやるべきことか、行政がやるべきことか。さらに、行政の中でも対象が伝統工芸ゆえに、産業部局、教育委員会などに責任の所在が分散します。難しいですが、その整理と、単一の団体や単一の自治体でやることなのか、どこか連合してやるほうがいいのかなど、一度、軟らかく考えてみる必要があると思います。

最後、将来の展望で発言させていただきます。原料を支えるためには、取引、安定した発注を通じ、真心の通った取引を行うというのが大事です。また、地域の特産品としての

価値づけを行うということで、これは楮の使われ方を追うごとに価値づけはどんどん可能になっていきまして、重要無形文化財の原料になっているだけでなく、最近ではオリンピックの賞状の原料になったことで盛り上がりもありました。そういったことで、紙すきのほうでも現地での啓発活動に力を入れていきたいと思います。そして、現地の行政や楮保存会とパートナーとして付き合っていければと考えております。

続きまして、将来の展望2ということがございます。用具職人の伝承のために安定した発注量を得るしかないということで、それには、全国における和紙の一定の消費から全国和紙産地の活性化を促し、全国での用具使用の活性化を図る。そのためには、多くの紙すきの方に発注いただく必要があります。どれだけ話をしても紙が売れなければいけないということを用具の方もおっしゃっております。

最後、文化財に使用すれば。最後のプレートですが、例えば、日本中にある文化財と名のつく建造物に手すき和紙を使用すればどうなんでしょうか。

まず、建造物の魅力向上につながり、それが観光客の呼び込みを促し、文化財の周知に貢献できる。そして、地域の伝統的和紙生産技術の保存へつながり、用具の定期的な発注から職人の安定にもつながり、用具の製造技術の向上にもつながるのではないのでしょうか。簡単なことではないかもしれませんが、順番に回転すれば、何度でも効果が期待できると私は思っています。

本日はお呼びくださりありがとうございました。

【根立会長】 清山さん、どうもありがとうございました。

続いて3人目、金沢金箔伝統技術保存会会長の松村さん、よろしく願いいたします。

【松村氏】 金沢金箔伝統技術保存会の松村と申します。よろしく願いいたします。

今日は、選定の団体としての現場の立場からということと、もう一つは、技術交流研修会を行わせていただいたということ、この2点についてお話をさせていただければと思います。

私どもは平成26年に選定保存技術に選定されております。この選定保存技術の事業費を使わせていただきまして、2ページですけれども、事業対象となっている伝承者の養成であったり、研修発表、技術・技能の錬磨、また、記録作成の刊行を含めていろいろとさせていただきました。その中で1つ、選定がなければできなかったということだけ、2例ほどお話しさせていただければと思います。

3ページになります。平成26年度に選定をいただきまして、補助事業費を使わせていた

だきながらまず取り組んだことは、ここに書かれていますけども、まず竹枠の確保ということでもあります。実を言うと、ここ、写真にも載っているかと思えますけども、箔を裁断するために使う竹ですが、これは竹とは言われますけども笹の一種でありまして、金沢に200人以上職人さんがいたときには、金沢でも2事業者ほど、金沢で扱っていただいている会社さんがありました。でも、1件はもう完全に廃業されていますし、1件は、あるにはあるんですけども、もう在庫しか持ち合わせていないという現状がありました。その1件にもお訪ねしには行ったんですけども、もう既に採られている方はお辞めになられて、この竹がいつ、一体、どこで、どういう形で購入したのか私どもも知らないと言われました。

そういう中で、ネットなどを検索させていただきながら、京都のほうで1件、何とか枠だけの、メダケというものなんですけども、確保にこぎ着けました。

ただ、これもなかなか、どういうふうに使うとか、こういうふうにするんですということとをなかなか説明しないと、実を言うと、この竹も採り方が違ってくると使いものにならない部分というのも出てきますので、やはり事業費の中で旅費を計上させていただきながら、現物を持って、その竹を扱っていただけるお店に足を運ばせていただいて、そこのお店の方にこういうふうにして使うんです、ここがすごく重要なんですということを説明させていただきながら、何とか確保に至りました。今は、選定同じく選定の団体でもありません岡山の木炭のほうにもお願いさせていただいて、この枠竹というものの確保を行っています。

また、もう一つ、使い手との交流ということで、現状、日光社寺文化財保存会さんと、ほぼ毎年ですけども、交流研修ということを行わせていただいていますし、なかなか私らのほうでは職人の中まで各問屋さんを越えて動くということはなかなか難しかったんですけども、京都仏具箔押し会というところとも、作り手と使い手という立場で交流を行わせていただいております。これは、今後、この縁付金箔というものを残していくためにはすごく必要であるというふうに考えております。

そういう中で、今回、私どもというのは、私が平成26年に選定していただいて、その年に、たしか盛岡のほうだったかで「技フェア」があったかと思うんですけども、ときに、少々思いましたことが、皆さん、その道のエキスパートであります33団体の方々が集まっているわけで、私の目から見てなかなか横のつながりが無いなということが感じ取られました。懇親会などで、各団体さん、お話しするんですけども、それが何になっているのかというのがなかなか見えないということで、3年前に沖縄の団体さんの協力を得まして、

「技フェア」の際に情報交換会というものをさせていただきました。そのとき、急なことにもかかわらず、各5団体ぐらい協力していただきまして、せいぜい10団体ぐらい集まればいいのかなと思いながら始めさせていただいたんですけども、22団体ぐらい集まったかと思えます。

現状、昨年もやりましたし、今年も来週、オンラインでやる予定ではありますが、今、現状は各団体さんが何を行っているのか、事業も含めて、例えば先ほどから出ています事務局の話であったりとか、いろんなお話をさせていただいている、現状、まだそういうところ です。

ただ、アンケートを取らせていただいたところ、参加した団体のうち、9割が次回もしてほしいということだったので、来週、今言いましたように、オンラインではありますが、この情報交換会をさせていただこうと思っています。

その中で、情報交換会の中で出てきた声といたしましては、一番の問題はやはり後継者の問題。各団体さんがどのように後継者を育成されているのか。まず、用具の確保もそうですけども、どういうふうなことをやっているのか、詳細なことは皆さん、なかなか分からないということで、今出てきたところは、まだ皆さん、そういう問題点を話し合うだけですけども、例えば、昨年の中でも、インターンとして最低5日間程度の研修を行っている団体さんがあったりとか、そういう話が出ていますので、これを自分の団体へ持って帰って、そういうことができるのかどうなのかということも含めて、検討していくということが今後必要になってくるかなと思えます。

あとは、よく出ています事務局の体制であったりとか、研修事業も含めていろんなカリキュラムを組むに際しての参考事例であったりとか、そういうことが情報交換会でこれからも出てくるかなと思えます。ただ、この情報交換会も聞くだけではなくて、次に何をすればいいのかということは次のステップになるかなとは思いますが、できましたら、続けていきたいなと思っています。

6ページになりますが、情報交換会の今後ということです。これは私自身の思いですが、自分たちが、一体何が必要なのか。例えば、先ほどから出ています後継者の問題であったり、技術を残すであったり、いろんな課題が出てきているとは思いますが、各団体さん、やはり規模も違えば技術も違えば、置かれている立場が違うかと思えます。でも、その壁を乗り越えて、まず自分の足を見つめて、何ができるのか、何をしていたらいいのかということから自ら行動していくということがすごく大事ではないかなと思えます。

どちらかというと、やはりお金が欲しいとかということにはなりがちだと思いますけども、そういうことは抜きにして、まずそこから始めていければなというふうに考えてはいます。自分たちがどういう姿になりたいのか、どういう事業計画が必要なのかということが分かってきたときに初めて、例えば文化庁さん、地元の行政さんも含めて、実を言うところこういうところが足りないんです、実を言うところこういうことをしたいんです、少し助けていただけませんかという話が出てくるのではないかなと思います。

そのときに相談に乗っていただいて、支援をしていただく、バックアップをしていただくということが、私は必要だと思いますし、なかなか、皆さん、自分で考えるということは、言い方としては非常に簡単なんですけども、いざ自分で考えて動くということはなかなか難しいことだろうとは思いますが。ただ1人で考えるよりも2人ですし、2人で考えるよりも、5人、10人というふうに多様な意見が出てくるかと、そこにはあると思いますので、そういう意見を参考にしながら、この事業をもう少し発展的に進ませていければなと思います。

あと、課題ですが、伝承者の養成については、先ほどから皆さん出ていますように、現状は生業として成り立っていないのが現状だと思います。先般もある方の講演をお伺いしていましたら、やはり仕事の中で技術は錬磨されていく、鍛錬されていく。ただ、今、いびつな形で技術の伝承を行おうとしています。これはそう簡単に、生活状況も含めて現状が変わっている中で、なかなかこういうことって厳しいことだろうとは思いますが、先ほども言いましたように自分たちに何ができるのかということも含めて、自分たちが自ら考えて行っていくということが非常に大事なかなと思います。

私たち、こういう形で、今後も少しずつ、ポジティブにというか前向きに物事を考えていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

【根立会長】 松村さん、ありがとうございました。

最後の4人目は、東京文化財研究所無形文化財研究室長の前原さん。よろしく願いします。

【前原氏】 東京文化財研究所無形文化財研究室長の前原でございます。

私からは、文化財保存技術の中でも無形文化財である芸能の、特に楽器製作を中心とした保存技術の現状と課題について、調査を踏まえて御報告申し上げます。

2枚目は簡単な報告内容の目次ですので、割愛をいたします。

3 ページ目に参ります。まず最初に、芸能の保存技術に関する用語について、ほかの分野と若干異なる用い方をしているものがあるように思いますので、最初に整理をさせていただきたいと存じます。

芸能は無形の文化財ですが、ほとんどの芸能では、実演家は、何らかの形あるものを用いて表現をし、本質的にはそのときその場でのみ芸能として表出します。この実演が重ねられることにより、芸能は現れては消えていく点ではなく、まとまりを持った芸能分野として認識され、それが時代を経て実演され続けることにより存在し続け、継承されます。したがって、芸能の存在及び継承には、実演家の表現の技とともに、そこで用いられる形あるものを製作する技も、共に継承されることが必要です。

この芸能の実演のために必要な形あるものを、この報告では用具と呼びます。例えば楽器等です。この芸能の用具を作るためには、木材等の材料が必要になります。さらに、この材料から用具を製作するために、実は道具が必要となります。これは度々、ほかの分野では、用具というふうに使われているようにも感じます。御留意いただければ幸いです。芸能に関しては、このように用具と道具を区別して捉えております。

なお、用具の材料は、原材料に何らかの加工が必要な場合も多いので、この報告では、材料の元になるものを原材料と呼ぶことにいたします。

4 ページに参ります。これまでに行った保存技術の調査から現状を報告いたします。末尾のページに適宜、表が付けてありますので、調査先の一覧などを御参照くださいませ。

これまでに行った保存技術の調査によりますと、まず、1) としまして、後継者の有無について「あり」と答えた件数は全体の3割以下です。裏を返せば、後継者がいない技術は7割以上に上ります。

続いて2) ですが、後継者がいない理由は主に3つあります。1つ目は、技術を伝える余裕がないということです。ここには、多忙で後継者育成の時間的余裕がないという場合と、生業として成り立ち難いので育成する余裕がないという場合があります。大半が後者ですが、前者の場合でも、需要が多くて供給が間に合わないというわけではなく、需要は低迷しているが、比例して用具の制作者も廃業し、結果として注文が集中しているというのが実情です。

2つ目の理由として、用具すなわち楽器ですが、それを製作するための材料や製作するための道具が入手困難になっていて、後継者を育成しても将来的な展望が見通せないということがあります。

3番目には、継ぐ人自体がないという理由があります。

これら3つの理由は、多くの場合、相互に連動する傾向が見受けられます。その結果、技術保持者と同居しているなどの理由で作業場や道具が共有でき、生業としても割とコンパクトで成り立ちやすい、そういった技術保持者の子供などに後継者が限定される傾向がございます。

3)として、入手困難な材料についてもう少し詳しく見てまいります。末尾の表で、主な入手困難材料の欄で目立つ赤字のものについて整理をしております。入手困難の声が多く上がった材料に竹、紅木、象牙があります。まず、赤で示した入手不可能になることが確定的なものに、雅楽の笙やひちりき、能に用いられる能管という笛ですが中に用いられる煤竹と、三味線のコマやばちに用いられる象牙があります。煤竹は、かやぶき屋根の骨組みとして用いられ、屋根を取り壊す際に入手可能でしたが、楽器に用いるには直径や節と節の間の寸法など、様々な要件があります。それに見合った煤竹は、竹材店でも20年ほど取り扱っていないと聞いており、入手が可能になることはほぼ確定的な材料です。また、象牙はワシントン条約の附属書1に掲載されており、入手不可能な状況が続いております。

これらの材料については代替材料の開発が急務ですが、代替材料を開発し、商業ベースに乗せるのに時間とコストがかかるのは必定で、数年単位のまとまった期間、集中的な支援が求められております。なお、その際、従来の材料による楽器製作の中で培われてきた知見を正当に評価し、代替材料による製作に反映させていくといった目配りも求められると思っております。

次の緑で示した「入手困難だが方法に検討の余地があるもの」として、紅木があります。紅木はワシントン条約の附属書2に掲載されており、取引が制限されています。このため流通量が減り、入手が非常に困難な上、価格が高騰するという状況にあります。実際、10年くらいは紅木が入ってきていないという声を多く聞いております。

とはいえ、入手できる可能性が全くないわけではなく、改めて紅木でなくてはならない根拠を精査するとともに、必要であれば、材木輸入業者、あるいは関連省庁等と情報共有により、紅木入手の可能性を探り、あるいは、そうでなければ同等の条件を満たす代替材料についても情報収集が必要となってきたと考えています。

いずれにせよ、技術保持者だけでなく、原材料を扱う業者や関連分野の研究者等との連携が必要だと考えられ、また、ここに、実際にその楽器を使う実演家の意見が必要なのも申すまでもございません。

3つ目の、青で示した「環境改善により入手が見込めるもの」として、真竹があります。例えば、尺八は土に埋まっている根元の部分から7つの節を含む長さが必要です。また、節の間の長さにうまく指穴がおさまらなければなりません。直径も限定されます。楽器製作に適した真竹は、以前は竹林に多く見られましたが、近年では放置竹林等の問題から真竹の健全な生育環境が保たれにくくなり、孟宗竹に駆逐されつつあるということも聞いております。

こうした場合には、材料の元となる原材料の生育環境の管理や、使用目的を見越した採取・伐採を行う人材確保により、入手状況が上向く可能性があります。もっとも、この環境改善には時間がかかることも見込まれるため、早急に取りかからなければ「入手不可能になることが確定的なもの」に移行していくでしょう。

6ページを御覧ください。4)「入手困難道具」について、同じく末尾の参考に使っていただけの表の、「主な入所困難道具」の欄で目立った赤字のものを見てみると、特殊な目途のために、オーダーメイドで作られるやすり。一点ものではないが、目的が限られている竹専用ののこぎりやナマヅリ、やすりやのこぎりの目立てなどが挙げられます。赤で示した道具は一点ものなので技術を身につけるのに時間がかかり、技術を継承する前に道具の製作者が逝去されたり、廃業したりしてしまう例が散見されます。こうしたことが保存技術の保持者たちの大きな懸念材料にもなっております。

緑で示した道具は、大量生産するほどの需要はないが、特殊な目的を持つ道具のため、一定の需要が見込める道具です。

そして、意外に多く聞かれたのが、道具そのものではないのですが、青で示した、代々受け継いでいる道具を大切にメンテナンスしながら使ってきたが、そのメンテナンス技術を持つ人がいなくなって困っているということです。それは、道具自体は入手困難ではありませんが、受け継がれてきた道具がメンテナンスできないがために使えなくなるという事態は、ぜひ回避策を講じたいところです。

1ページおめくりください。7ページです。簡単に整理をいたします。

まず1)として、材料・道具については、各楽器特有の材料の要件があるため、その要件について広く情報提供し、理解を求める必要があります。また、道具については、一点物の道具製作技術継承の強化もさることながら、それが生業として成り立つためにも、メンテナンスの需要をうまく利用しながら、技術継承の強化と両立させる方法を探るという考えもあるかもしれません。

材料・道具は、いずれにしても、無形文化財のみならず、有形文化財の修理・修復にも必要なものと重なっていると考えられ、今日、このような場でヒアリングを通じまして、そうした共通認識を持っていただければ大変幸いに存じます。

その一方で、共通する材料について、要件というハードルをお互いに認識することによって、材料の用途に応じて有効に材料を用いるということが大切だと考えております。

1 ページめくってください。2) として、保存技術が生業として成り立つためには、無形文化財が継承され続けていく需要を掘り起こすことが必要です。一方で、保存技術を継承していくためには、家族経営のような小さな枠組みと、会社組織全体として需要と供給のバランスを取っていく大きな枠組みの二極化が進むのではないかと見ております。

3 として、最後に、芸能の楽器製作に関する選定保存技術は、これまでほぼ個人の保持者認定であり、そのことが保持者の高齢化と相まって、特に事務処理について負担になっていた面は否定できません。こうした状況と、材料や道具に関する課題のシェアの拡大が必要な現状を鑑みると、楽器製作技術をより幅広い視点で見渡して継承していく、そういった意識が高まることも期待して、既にそういった動きもありますけれども、保存団体としての認定が今後進んでいってもよいのではないかと感じております。

以上、駆け足でしたが、報告を終わります。ありがとうございました。

【根立会長】 前原さん、どうもありがとうございました。

それでは、これまでの発表につきまして、質問や御意見のある方はいらっしゃいますか。今回、特に無形の話ですので、野川委員あるいは近藤委員は、特に積極的に質問等をやっていたいただきたいと思いますけれども。

では、野川委員。

【野川委員】 それでは、私は、無形の芸能に関する御発表をしてくださりました前原さんに御質問させていただきます。まずは、楽器製作を中心とした現状や課題について、幅広く拾ってくださいましてありがとうございました。

伺いたいことは4つございまして、1つ目は、非常に単純なことですが、御発表プリントの右下のページ数で言いますと、9ページ「調査一覧」に上げてくださっている数値についてです。たとえば、「主な入手困難材料」の項目に、「煤竹3、真竹4」というように、算用数字の3、4などがあります。これはどういう意味なのかを伺いたいというのが1点目です。

それから2点目は、5ページ「主な入手困難材料」のところで、「幅広い視点での入手方

法を検討する必要がある」とのご説明がありました。紅木の例を挙げてくださったのですが、紅木以外の具体例には何があるのか、幅広く入手方法を検討する上で具体的に気をつけなくてはならないことは何か、などを教えていただきたいと思います。

そして3点目、ページで言いますと、7ページ「材料・道具のところの「情報共有」です。この情報共有に対しても、具体的に進める上での課題、どういうところに気をつけなくてはいいか、などの御提案がありましたら、伺いたいと思います。

そして4点目ですが、8ページ「保存技術が生業となるために」というところで、「両極化が進む」とあります。両極というのは、家族経営の楽器製作者と、会社組織での楽器製作者の両極化が進んでいくということだと思っておりますが、この点に関しても、支援をする上での具体的な課題などがありましたら、御意見を伺わせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【根立会長】 これは、主に前原さんですかね。はい。

【前原氏】 御質問ありがとうございました。

まず、1点目は、説明不足で失礼いたしました。9ページの表につきまして、入手困難材料のところ、算用数字で煤竹3とか真竹4とあるのは、それだけの製作者の方が意見を挙げたということです。煤竹が足りないとおっしゃっている方が3名、真竹が足りないとおっしゃっている方が4名というふうに読んでいただければ幸いです。

さて、2つ目の御質問ですが、紅木以外に例があるかということになりますと、具体的に今申し上げることは差し控えたいと思いますが、ただ気をつけなければいけないと思っているのは、将来「入手困難になることが確定的であるもの」は、代替材料に思い切っにかじを切る必要があると考えますが、その可能性はあるけれども、まだ「検討の余地がある」紅木のような場合には、そもそもなぜ紅木でなくてはいけないのかという根拠に基づきまして、やはり紅木でなければならないのか、同じような要件を満たすのであれば、ほかの材料でもいいのかという、2つの方向性が見えてくると思います。その辺りのかじの切り方をあまり大胆にし過ぎることには、少し懸念を示したいと思っております。この時点では、選択肢につきまして、慎重に精査する必要があるのではないかなというのが、私の意見でございます。

3番目の情報共有につきましては、2つのレベルでの情報共有というものを私の頭の中では描いております。1つは、無形の文化財の中で、芸能と言いますと、今回はその保存技術、つまり用具、つまり楽器、衣装、装束などを作る方々に焦点を当てておりますが、

そもそもそれを使って芸能として表出されなければ、用具も効果的に用いられないわけで、演奏家などの実演家、それから保存技術の保持者、保持団体、そしてそこに研究者などが加わっての、そういう意味での情報共有というのが、まず無形文化財の芸能には足りなかったと思います。そういう意味で、用具、あるいは道具、あるいは材料というものについても今後の精査が必要だということで、そのためにも情報共有が必要だと考えます。

もう一つのレベルとしましては、今回は無形のお話ですけれども、これまでになされたの有形のほうの御発表の中でも、共通するような道具、あるいは用具、あるいは材料というものが少なからずあるように感じておりまして、そういったところでの情報共有というのは今後ありがたいと思っております。

共通で解決をしていくためにも心強いと思えますし、一方で、同じ材料であっても、どういう要件のものが何に使えるのかということと事前に共通認識として持っておくことが、その材料や道具を有効に分配し、用いるということにもつながると考えております。

4つ目の両極化、二極化につきましては、保存技術を非常に小さい枠組みで、家族経営のような形で代々培ってきた技術や道具や知見というものを引き継いで、非常に専門的な技術を継承していくか、あるいはもう少し大きな枠組みで、つまり会社組織のような形で、需要と供給のバランスがある意味、波があっても、それを会社全体として吸収して、その愛好者、あるいは普及をするための楽器、あるいは保存技術を継承し続けていくと。この2つは、両方とも必要と考えております。

両方に対して、それぞれ支援があるといいと思っておりますがし、その一つの根拠としましては、実演家、つまり楽器の場合は演奏家ですが、それがいわゆるプロの、至高の芸術を目指すような演奏家なのか、あるいは、もともとその人たちも愛好家であったと私は考えますが、幅広い意味での芸能の愛好家たちの需要に沿ったものであるのか、その両方がやはり必要であると考えております。その意味で、両局化、二極化というのは進むと思えますし、それ自体は自然なことではないかと考えております。そして、その二極化、両方向についてふさわしい支援があればありがたいと考えます。

長くなりました。ありがとうございました。

【根立会長】 野川委員、どうでしょうか。

【野川委員】 ありがとうございました。

【根立会長】 それでは、山本委員。

【山本委員】 京都府の福島さんに質問があります。伝承事業の課題ということで、3

番目に挙げていただいたんですけれども、具体的に継承事業を実効性のあるものにするために、京都府では何か具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

【根立会長】 どうぞ。

【福島氏】 先ほどの前原さんのお話にもあったように、無形文化財はどちらかというのと、ナンバーワンを決める認定だと思えるんですけれども、選定保存技術はどちらかというのと、もうオンリーワンになってしまってから選定されるという実情があります。

美術院さんとか、装演師連盟とか、まだ会社組織でやっておられる、あるいは社団法人でやられている場合もありますけれども、一方で、もう個人さんが例えば桴であれば長谷川さんであったりとか、というような個人さんでやられている場合というのが割と多くなっています。

ここまで生産者が少なくなってしまう前に、団体、会社組織で存続している間に、早期認定していただけるようにこれからはなっていくていただければ、継承の義務を個人に負わせるというのは、非常に困難で重荷になっていますので、できれば、まだ団体として運営していける間に認定していただければなと思っています。

それから、同世代同士の伝承というのを基本的にやめたらよろしいのではないかと思います。少なくとも一世代、先ほど言いましたように、80代の職人さんから60代の息子さんとか、少なくとも一世代。できれば、二世代之下の世代にも継承することを事業として、原則としていただければどうかというふうに思います。

成り手がいませんという場合が、先ほど御報告の中で7割を超えているという話がありましたけれども、もうこれは選定をされた文化庁さんにおいて、後継者候補を募集してマッチングを図っていただく。このマッチングは非常に難しいんですけれども、それぞれの工房において、あるいは職員さんにおいて求める人材の像とか、技術が錬磨できるかということを含めると、非常に困難なんですけれども、伝承者側に任せていたら、恐らくこれは見つけられないということが実態だと思いますので、そういったマッチングを図っていただけたらなと思います。

それから、先ほど来出てきました、生業としてできなければ続けられませんので、継承を受ける側の方が生活できる、せめて日本人の平均年収ぐらいのお金が渡るような制度設計を全体としてしていただけたらいいんじゃないかなと思います。それはどういうふうにするか、具体的には修理事業の増加を図ったりとか、修理の委託先を選定保存技術者とか、団体とか、重要無形文化財の保持者に限定していく。研修手当等の単価も、今よりは高く

設定してあげる。そういった形で、制度全体を継承を受ける人たちのことを考えてつくっていただくということが必要なんじゃないかなと思います。

もう一つは、皆さんから出ましたけれども、事務手続をする力がやはり弱いので、行政書士や公認会計士などに、事務手続とか会計処理を外注することができるように、補助事業に組み入れていただければいいのではないかなと、京都府としては考えております。

以上です。

【山本委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 それでは、清山さんや松村さんに、特に聞いていただければと思います。

【近藤代理】 では、近藤ですが、まず美濃和紙の里会館の清山さんにお聞きしたいんですが、重要無形文化財の本美濃紙という手漉和紙の技術が指定されていて、本美濃紙保存会が、いかに原材料の確保や手すき和紙の製作用具の確保に動いてきたかを発表していただきましたが、美濃和紙の里会館というのは、ある意味で美濃市の行政の一部でもありますよね。美濃市さん、ほかにも、重要無形文化財に限定しなくても結構ですけども、美濃和紙という手漉和紙産業も抱えていて、それで、市長部局と教育委員会と、それぞれ役割分担しながら、手漉和紙の原材料の確保、製作用具の確保などを進めてこられたと思いますが、特にほかの自治体さんにもお勧めしたいような美濃市の取組がありましたら、ぜひ御紹介いただきたいんですが。

【清山氏】 お話の中でも少し触れたんですけども、もともと美濃市はたくさん用具の職人さんたちもいらっしゃいまして、その方を育てていくというのは、市としても何も不思議なことではないということがありました。市のほうで今取り組んでいるというか、本当に取り組んでいる途中で、議会でも時々話題にはなるんですが、1つは、本美濃紙後継者育成基金というのを今積んでおりまして、平成27年から少しずつ少しずつ積んでおりまして、現在で2,400万円ぐらいになっております。これは将来の本美濃紙を残すために、ハード事業であれ、何であれ、その役に立つような基金ということで想定されます。

その使い道につきましては、例えば用具の職人さんたちが、話の中でしましたように、研修ができたり、作業を行えたり、そういったような設備とか、そういったものとかに使えたら、あと、いろんな資料も要りますので、そういったものにも充てていけたらと思っております。

これは市の、本当に美濃市だけでやるような話なのかというところもございます。行く

行くは本当に見通しを立てて、文化庁さんをはじめ、いろんところで助成いただいて実現して、日本中の紙漉きの方が安心して、用具に対して不安を少しでも和らげるような、そういったセンター的なものとかも実は空想しておりまして、今、将来について、市町村が少しずつ貯金していくというそういったのも、刹那的じゃなくて、将来に向けての一つの担保になっていくのではないかということを感じております。

【近藤代理】 清山さん、どうもありがとうございました。

続いて、松村さんにも伺いますが、松村さんは、選定保存技術の保存団体の代表者でいらっしゃるって、補助事業も積極的にまとめていらっしゃるんですが、情報交換が必要だということ、これは前原さんの御発表の内容とも共通していることかとは思いますが。どういうレベルで情報の交換が必要と松村さんはお考えになりますか。つまり、選定保存技術の保存団体の中だけでいいのか、そうではないと私は思っているんですけども、実際に松村さんが、どこまで情報交換を必要とお考えになっているのか、お聞かせいただけるとありがたいです。

【松村氏】 まず今は、御存じのとおり、選定の中だけで行っています。ただ、今の中だけでもいろんな話が出てきてはいます。今後、できましたら選定以外の団体も、重要無形文化財、例えば石川県には、ほかの漆器のほうもかなりありますし、まず、そういうところとも連携は、例えば地元だけでもそういうつながりは持てるのかなと思っていますし、まだ選定になっていないような団体、小さな団体であれ、大きな団体であれ、そういうところとも情報交換会、情報交換会というより情報交換をしていながら、できましたら全国的なレベルで、そういうつながりというのが持てたらいいというふうには考えてはおります。

【近藤代理】 どうもありがとうございました。

【根立会長】 それでは、大野委員。

【大野代理】 ありがとうございます。チャットのほうにも書き込ませていただいたんですけども、質問したいのは、京都府の福島様でして、資料の中に、建造物の例として、1ページの中段、3 伝承事業の課題という中に、建造物の補助のデータが少し紹介されていて、一番最後に、未指定（知事部局）に関しては2分の1で上限を200万円という助成の項目があって、大変興味深く拝見しました。未指定に対してどのような理由をもって補助ができるのかという点をお聞きしたいです。

なぜかといいますと、文化財の裾野を広げる、すなわち、将来の文化財候補が失われな

いような予防措置を講じるということは大変重要なことだと思いますので、その可能性があるこの項目に興味を持ったということです。

よろしく願いいたします。

【福島氏】 お答えいたします。京都府は、昭和37年から、京都府社寺等文化資料保全補助金という補助金を持っております。現在、予算は6,500万円あるんですけれども、先ほどおっしゃったように、文化財の候補になる文化資料について、早期に保護を図る措置でございます。

従来の文化財保護法に基づく保護施策というのは、文化財を特定して補助金を打つという制度でございましたけれども、京都府が全国に先駆けてつくりました未指定の補助金につきましては、時代で区切って、この時代よりも古いものについては補助対象にするという枠組みをつくっております。

現在、建造物であれば、明治時代までに建てられた建造物については、原則、補助対象にする。ただし、昭和とか平成に非常に大きな改修があって、構造材も含めてみんな取り替えられてしまっているようなものについては補助対象にはしないんですけれども、主な構造材等が残っている明治までに建てられたものについては、補助対象にしております。

それから、仏像とか彫刻につきましては、江戸時代までに作られた彫刻、これを補助対象にしております。絵画とか古文書類につきましては、これも明治時代までに作られたものを補助対象にしていると。また、無形民俗文化財とか有形民俗文化財につきましては、少なくとも戦後から行われていた行事や、そういった生業についてのものについて補助対象にしているということで、また民俗文化財につきましては、記録についても補助対象にしております。

そういった形で、将来指定文化財になりうる未指定文化財が失われないようにしています。何せ京都は非常にたくさん文化財がありまして、指定とか登録、この登録も国に先駆けてやっていたわけなんですけれども、さらに暫定登録文化財というのが平成29年度からできまして、文化財を早く保護しなければ、指定をなかなか待てられないというのが京都府の現状ですので、早いうちに失われないように手をうつというのが、この社寺等文化資料保全補助金、それと暫定登録文化財の趣旨でございます。

以上です。

【大野代理】 どうもありがとうございました。大変よく分かりました。非常に可能性があるんじゃないかと思って、ぜひこの議論の中でも参考にしていただければと思いますし

た。

もう1点、こちらはどちらかというコメントなんですが、和紙の清山さんの御発表の中で、建造物等に和紙を利用したら需要が増えるのではないかということに関しては、これもチャットに書きましたが、私が川崎の民家園で、合掌造りの民家4棟維持修理に携わったときには、茅葺き師の方々を現地からお呼びするというような関係を築いた際に、五箇山和紙組合とも知り合うことが出来、五箇山の和紙を合掌造りの障子紙として利用させていただきながら、障子紙の五箇山和紙を利用していることと、展示している五箇山の民家も和紙製造をやっていた建物ですよということを合わせて紹介していました。来園者の方にも、五箇山で和紙を作っていること、和紙を作っていた民家があること、そういうことを併せて紹介できるという点で博物館にとって大変有効でした。恐らく障子紙だけになってしまうかもしれませんが、全国の紙の産地と、それぞれの地域の歴史的建造物の補修のときに、材料として利用することを進めるというような形でやれば、そこが一つ起点になって、需給の対策になるのかなというふうに思いましたので、一言申し述べさせていただきました。

ありがとうございます。

【根立会長】 大分時間が押していますけれども、ほかの委員の方、まだ発言されていない委員の方で、特にということはありませんか。

【長谷川補佐】 会長、すみません、小林委員が今、挙手されていました。

【根立会長】 そうですね。では、どうぞ。

【小林委員】 簡単な質問になりますが、生業として成り立っていくというのが何よりだということですが、松村さんにお聞きしたいと思うのですが、金箔の場合は、需要創出に関して、どういう可能性とか、発展可能性があるのでしょうかというのをお聞きしたいと思いました。

【松村氏】 ありがとうございます。まず今、私どもとしたら、例えば、石川県では二の丸御殿の復元という事業があります。こういう話が適当か分かりませんが、実を言うと、名古屋、熊本に関しては、私どもの金箔ではなかったというふうに聞いております。ただ今後、ユネスコにも登録された技術ですので、こういう形で、例えば二の丸御殿に積極的に使っていただく。例えば、日光東照宮さんに関しては、陽明門がまさしくそうですけれども、全て私どもの金箔が貼られております。

現状、今、文化財の修復、先ほど和紙の世界でもお話が出てきましたけれども、文化財

の世界に使っていただくということがまず一義的なものであれば、何とか生業として成り立っていく可能性は出てくるのかなと考えております。

あとは、そこで情報発信をしていただくということが、ある意味、その技術がどういうものであるかということを知っていただくことにもなるかと思っておりますので、次の段階としてはいろんな民間のところへの需要の創出にもつながっていくのではないかなというふうには期待はしています。

【小林委員】 ありがとうございます。そういう文化財の分野でもまだ使われていないということをお聞きして、むしろびっくりしました。先ほど、いろんな意味でのマッチングの話がありましたけれども、マッチングがきちんと行われていないということがわかりました。

ありがとうございます。

【根立会長】 では、大変申し訳ないですが、川野邊さん、ありますか。

【川野邊委員】 そうなんですよね、マッチングができていないんだと思います。全体を見渡している人がいないから、ここで一つ一つの場面で困っている人をなかなか助けられないんじゃないかと思えます。

前にも話したように、建造物で修理のときには真っ当な材料をきちんと使えという、もうちょっときちんとした強制力のある命令を出していただくと、紙についても、それから箔についても、ほかの材料も、大分伸びると思うんです。

実際に建造物の現場なんかで見ていると、はっきり言っちゃっていいですかね、現場監督の方の知識が低いんですよね。だから、業者さんに「これは和紙です」と言われて、全然和紙じゃないものを平気で使っちゃうような、そういうレベルなので、そういう教育というか、そういうことも大事だし、漆だって、日本産の漆と中国産の漆の区別がつく人は少ないので、本当に自分で日本産の漆を使っているかどうかを検証している人は非常に少ないと思います。だからその辺をもうちょっと、現場から怒られそうですけれども、ちゃんとした材料をちゃんと使える人を育てるということがすごい大事だし、そういう研修会を開いたらいいんじゃないかなと思います。

それから、松村さんにお聞きしたいんですけれども、この交流会は、もう少し広い人に、例えば今いる委員には聞かせられるんですか。

【松村氏】 現状は、中だけということになってはいるんですけれども、基本、私はオープンだと考えていますので、もし御希望ということであれば、御案内することは問題な

いかと思います。

【川野邊委員】 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思うんですけど、前原さんもおっしゃっていたように、恐らくもう少し広い範囲で話をすると、同じ材料が、自然材料の竹なんかは特にそうだと思うんですけども、需要が上がってくると思うんですよ。一定のボリュームがたまれば、それを生業としてやってくださる竹林家の方はいらっしゃると思うので、その辺はまだ改良の余地があると思います。

それから金物も、やすりとそれ以外の金物というふうに分けて2つの需要を集約すれば、鍛冶の関係の方もきちんとやってくれると思うので、きちんと必要としている道具の仕様を組み立てて、それを現場に届けられる、そういう役目をしてくれる人を探せば、金物についても、集約化によって十分に生き残れると思うんです。だから、その辺を検討していただけるというふうに思います。

以上です。

【根立会長】 意見交換も尽きないところですけども、時間になりましたので、質疑応答は一旦ここまでといたします。

改めまして、福島さん、清山さん、松村さん、前原さん、本日は貴重なお話をありがとうございました。この後は、委員の自由討議の時間となりますが、よろしければ、ぜひこのまま御臨席をいただきましたら幸いです。御予定のある方は、途中で退席していただいても構いません。

それでは、これから、ちょっと時間が限られてきましたけれども、ここまでの発表や質疑応答の内容も踏まえまして、自由討議の時間とさせていただきます。本日見えてきた論点や、今後の検討を要する課題など、各委員から御自由に発言をお願いいたします。

どうぞ。

【大野代理】 大野です。これも先ほどチャットに書かせていただいたんですけども、村松様の御発表の今日のスライド、5と7というところは、検討会全体の課題の本質をよく示してくださっていると思いました。課題の共通性はそれぞれの分野で一緒だけれども、具体的にそれを規模が違うとか、材料の種類が違うとかというあたりで、解決策は違うんでしょうけれども、本質は一緒であると。

すると、技能者を育てていく期間みたいなものがなくて、突然人を求められても困るという点。材料についても、それを集める準備の段階が重視されていないという話がある。その辺を解決する方法としては、技フェアの話がありましたけれども、あれで各分野の方

が集まっているにもかかわらず、今まで情報交換会のようなものがなかったということは少々驚きですけれども、やはりそういう伝統技能の本質というんでしょうか、他人の分野とは接触を持たないとか、自分の道があって確固たるものを持っていらっしゃる方同士で情報交換する機会がなかったのかなと理解しています。

しかし過去の動きにこだわらず、しっかりと情報交換していく中で解決策を模索されているということは大変可能性が高いことで、できるところからやっという御意見は全くそのとおりだと思います。まずは、違う分野同士の伝統技能の交流の機会をより増やすということと、その中でできることから始める。その際に、やはり最終的には行政の支援というものが必要になるので、前回から議論なっている文化財マネージャーというのでしょうか、アドバイザーみたいな制度確立が期待される。恐らく文化財行政の経験の深い方などにそういう役割をまず担っていただいて、アドバイザーを養成していくというような中で協力していけば、うまい方策に結びつくのかなというような希望を感じました。

以上です。

【根立会長】 ほかに。では、野川さん、どうぞ。

【野川委員】 私は無形の文化財を専門としておりますので、そちらの面から提言をさせていただきたいと思います。無形の場合には、とにかく人から人へ伝えるということで、楽器とか装束などの用具、「物」が絶えてしまうのはもちろん大変なことですけれども、演奏家、それから芸能を楽しむ人、楽器屋さん、「人」を守ることが非常に大切です。一旦絶えてしまったものは、もう復活できないということです。

和楽器の販売数の現状で申しますと、全国邦楽器組合連合会が調査なされたデータがございまして、1970年の箏や三味線の販売数と現在の販売数を比べますと、何と4分の1に減っているという現状がございまして、これは楽器の需要が激減している、楽器屋さんの存続が難しいということです。そして、楽器製作の技術を伝えていくことができないという問題だけではなく、和楽器全体、邦楽全体が逼迫していくということに結びついています。

というのは、楽器屋さんは、修理とか製作とか小売といったものだけではなく、プロの人もアマチュアの人も出演する演奏会の舞台裏、舞台設営など、全てを管轄する役割も担っています。そういう楽器屋さんがいなくなってしまうことは、邦楽の伝承全体が危機になってしまうことと直結しています。優れた技を持った演奏家を守ることと同時に、楽器屋さんを取り巻く環境全体を守ることが必要です。

さらに、先ほどから話が出ています需要ということで言いますと、芸能を楽しむ人を増

やすことが重要になってくるわけで、その上で一つの大きなキーワードになるのは、教育だと私は思っています。例えば、和楽器教育の場合ですけれども、現在は、和楽器の実技が学習指導要領の中で定められてはいます。しかし、実際には、音楽の先生が和楽器を教えられないとか、学校が管理している和楽器の修理をする費用がないとかといったようなことで、機能していない状況がございます。

こういうことの解決が、楽器屋さんの需要を増やすことにもつながりますし、芸能を楽しむ人を増やし、未来の芸能の需要を増やすことにもつながっていく。そのためには、文化庁だけで考えるのではなく、文科省も含めた総合的な連携が必要ではないかと思っております。

以上です。

【根立会長】 ほかにいかがですか。今の話にも出ましたけれども、いろんな意味で人を守るといふか、いろんな分野、前回もそうですけれども、後継者の確保の問題等もあるんだと思いますけれども。どなたか、ありませんか。近藤さんは、いいんですか。

【近藤代理】 いいです。同じことを言うことになるので。人を育てて、その技を後世に伝えるためにはということなので、もういいです。

【根立会長】 ほかに。時間がちょうどと言えはちょうどなんですけれども、せっかくでするので、もう少しあればあれですけれども。

【野川委員】 すみません、ちょっと補足で申し上げたいのですけれども、今、私は、芸能の例で申し上げましたけれども、例えば、和紙ですとか金箔ですとか、そういったものに関してすばらしいものだということを教育する、これが需要を増やしていく上ですごく大事なことだと私は思っております。

【根立会長】 恐らく、これは文化財のどの分野にも言えることと思うんですけれども、確かに教育を含めたことをいろいろ考えていかなければいけないと思います。

ほかに何かないですか。どうぞ。

【松村氏】 最後に一言、私のほうからでもいいですか、言わせていただいて。

【根立会長】 はい、松村さん。

【松村氏】 最後に申し訳ないです。私も、たまに講演会とかに呼ばれてお話をさせていただくことがあるんですけれども、ここ最近、講演会でお話しさせていただいていることで、冒頭、今回ユネスコの登録の際に、10分ほどのショートムービーが掲載、プレゼンのために作られたかなと思います。その中で、日光社寺文化財保存会の安藤さんという女

性の方が最後に締めくくっているんですけども、その方の言葉をこの頃あっちこっちでお話しさせていただいています。

それがどういうことかという、過去のものが今の土台になっている、今あるものを全て残すということが将来の可能性につながるんだというふうに話しています。これはまさしくそうで、ただ、これは抽象的な言い方ですけども、なかなか重要で、真を突いていることだなというふうに考えています。

鑑査官は多分御存じだと思いますけれども、私自身、今は金沢のほうで、職人大学の8期生として3年間学んでいるんですけども、今はまだその途中であります。昨年半年間、文化庁の方々も何名か来られて、半年間の座学を受けさせていただきました。先ほどから教育という話が出てきたかと思いますが、まさしくそうだなと思っています。

この頃思うのは、まず、文化財って何なんだろうという疑問にぶち当たったときに、今までいろんな先生方からお話を聞いて、やはり文化財ってこういうものなんだ、こういう形で今後残していくんだというお話をお伺いさせていただきました。今、現実、現場に出て、ある前田家ゆかりのお家が年内に壊されようとしています。それを今、50名近くの8期生がいるんですけども、その50名近くのうちの30名近くでその家を計測して、壊された後もし復元しようとなった場合に復元できるようにということで、野帳をやって来月から製図を行います。

そういう中で、先人が何を行ってきたのか、どういう気持ちでこういうものをつくってきたのかということに触れさせていただくことができました。私は、金箔を作っている単なる職人なんですけれども、ただ今後、皆さん、こういうものに携わっている、職人もいろんな方も含めて、そういうことというのは教育という面で必要だと思いますし、今後、それを子供たちに伝えていくということも重要だと私自身は考えております。

以上です。

【根立会長】 これは、先ほどの野川委員の話とも通じることですし、恐らく今日の話には、大きい意味で関わってくるんだと思いますので、どうもありがとうございました。

予定した時間をちょっと過ぎていますが、いかがですか。

私、最後に1つだけ、京都府の未指定の方への助成制度に関しては、これはある意味、大変画期的なことなんですけれども、やはりかなりいろんな問題点もあるというのは、実は私も現場にいたし、それからこの制度の見直しの会議にも入っていますけれども、決し

て有効に機能するのは、単純に助成金を出せばいいということではないと思いますので。一つ有効な手段だと思えますけれども、実施に当たっては、かなり慎重にならなきゃいけないところがあると思います。

ほかにありますか。

では、予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、これで閉会とさせていただきたいと思えます。

閉会前に、事務局から次回の日程等についてお願いします。

【長谷川補佐】 事務局でございます。本日も活発な御議論ありがとうございました。

次回ですけれども、第4回の会議で、12月20日月曜日、15時半から、同じ時間、同じ場所で開催を予定しております。よろしくお願ひいたします。なお、会議の場で十分に意見を言えなかったですとか、お気づきの点がございましたら、事務局までメール等で御連絡を頂戴できればと思います。

本日もありがとうございました。以上でございます。

【根立会長】 今後も活発な御審議を賜りたく、各委員の御協力をよろしくお願ひいたします。本日は長時間にわたり、また貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

これにて第3回企画調査会を終わります。ありがとうございました。

— 了 —